

1964年6月11日(第5回目)

1. 開議並びに散会時刻。(午前10時36分~午後4時57分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久 豪太郎	2番	比嘉川 定	3番	天久 村里 春安	雄果 昇昌
4番	安次 倉盛	5番	石石 大英	6番	仲安 大城	春昇
7番	稻嶺 正康	8番	田川 喜繁	9番	大官 里川	昌助
10番	又吉 正弘	11番	石川 永	12番	中里 波藏	幸
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜貞	15番	古渡 潤次郎	郎
16番	宮里 敏行	17番	佐藤 寿盛	18番	中古 清	
19番	武島 行男	20番	仲村 光	21番	波藏	

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

5. 不応招議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	呉屋 真徳	収入役	沢し 安一
秘書課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 将俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	園吉 真義
建設課長	鳥袋 昌聯	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 稔・鳥袋 真由・知念 曙光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第12. 議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について

日程第13. 議案第27号、水道施設の売買契約について

日程第14. 議案第28号、一時借入れをすることについて(一般会計)

日程第15. 議案第29号、" " " "(特別会計)"

日程第16. 賃借第3号、市婦人会への補助交付方賃借について

日程第17. 賃借第4号、市青年連合会への補助交付方について

日程第18. 賃借第5号、公民館設置敷地確保方について

日程第19. 賃借第6号、予金取引に関する賃借について

1964年6月11日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前10時36分~午後4時57分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次富	盛信	5番	石川	眞英	6番	仲里	春安
7番	稻嶺	正康	8番	田川	繁永	9番	安大	明昇
10番	又吉	正弘	11番	川村	喜寿	12番	宮城	昌助
13番	伊佐	眞得	14番	仲村	貞光	15番	中里	盛幸
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	壽光	18番	古波藏	清次郎
19番	武島	行男	20番	仲村	盛光	21番	古波藏	

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は次のとおりである。

5. 不応招議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	仲村 春勝	助役	呉屋 真徳	収入役	沢し 安一
総務課長	松川 正義	住民課長	仲村 春信	民生課長	当山 全喜
財政課長	奥里 春俊	経済課長	伊佐 友誠	水道課長	国吉 真義
建設課長	島袋 昌兼	消防団長	大城 仁幸		

7. 議会事務局職員の出席者

局長 宮城 光雄 書記 照屋 豊・島袋 真由・知念 善光

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第12. 議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について

日程第13. 議案第27号、水道施設の売買契約について

日程第14. 議案第28号、一時借入れをすることについて(一般会計)

日程第15. 議案第29号、" " " "(特別会計)"

日程第16. 陳情第3号、市婦人会への補助交付方陳情について

日程第17. 陳情第4号、市青年連合会への補助交付方について

日程第18. 陳情第5号、公民館設置敷地確保方について

日程第19. 陳情第6号、予金取引に関する陳情について

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日(第4日目)の会議を開きます。(午前10時36分)

議長～暫休憩いたします。(午前10時37分)

議長～再開いたします。(午前10時38分)

議長～日程第12、議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今まで水道公社と給水の契約をして給水が行われておりました高田住宅と大山・大畠名・真志喜・伊佐・喜友名の米人住宅の方ですが今度市の方に移管してもらって市の条例を適用して給水をしたいと思いますので、提案してありますのでよろしく御審議をお願いします。

議長～暫休憩いたします。(午前10時40分)

議長～再開いたします。(午前10時43分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～14番、3番議員の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前10時44分)

議長～再開いたします。(午前10時45分)

4番～この評価額は概算だという御説明でございますが、その額より実際評価或は売買契約を取り交すということになりますと、どういつた方法で評価されますか、或は又この額と実際の購入の価格との聞きがどの程度ありますか、この点についてもう少し詳しく御説明してもらいたい。

水道課長～御説明申上げます。今度実際に調査するとなると或る程度あつちこつち難って実際に面にある資材が使われているかどうかを調査して、その上で実際価格を計上して更に減価償却の分を差引いて支払いをしようと思つております。これは前にもそういつたことがありました。今度の議案27号の方にもその調査費書といつた、そ

議長～出席議員14名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので、只今より本日（第5日目）の会議を開きます。（午前10時36分）

議長～暫休憩いたします。（午前10時37分）

議長～再開いたします。（午前10時38分）

議長～日程第12、議案第26号、給水顧客の移管に伴う財産の取得について議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今まで水道公社と給水の契約をして給水が行われておりました高田住宅と大山・大尉名・真志喜・伊佐・喜友名の米人住宅の方ですが今度市の方に移管してもらって市の条例を適用して給水をしたいと思ひますので、提案してありますのでよろしく御審議をお願いします。

議長～暫休憩いたします。（午前10時40分）

議長～再開いたします。（午前10時43分）

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～14番、3番議員の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。（午前10時44分）

議長～再開いたします。（午前10時45分）

4番～この評価額は概算だという御説明でございますが、その額より実際評価或は売買契約を取り交すということになりますと、どういつた方法で評価されますか。或は又この額と実際の購入の価格との開きがどの程度ありそうですか。この点についてもう少し詳しく御説明してもらいたい。

水道課長～御説明申上げます。今度実際に調査するとなると或る程度あつちこつち掘つて実際に図面にある資材が使われているかどうかを調査して、その上で実際価格を計上して更に減価償却の分を差引いて支払いをしようと思つております。これは前にもそういつたことがありました、今度の議案27号の方にもその調査費書といつた、そ

ういうものが書かれております。そういうふうにやつて行きたいと思ひますが、差額については調べて見ないと一寸言えません。

4 番～差額については、これより下回る様な計算ですか。

水道課長～はい。

5 番～この評価額の算定は今の話からしますと実際的な評価でない。するところは業者と折衝なされて向こうから示された額を参考にした額ですか。

水道課長～向こうとの相談もあるし、それから実際に現物も見て画面の調査の上の計上です。

5 番～それを買上げするにつきまして、各業者に対して一貫する評価額のいわゆる譲渡する評価額、見積り価額の低率を要求しましたか。

水道課長～全部はしてありませんが、大きいのはほとんどやつてあります。

5 番～一部はやつてあるが、一部はやつてないということになりますね。

水道課長～はい25件ありますので、大きいのはやつてありますが、小さいのはやつてありません。

5 番～当局側のそういう求めに応じて評価見積額を出したのは何名位ですか。所有者の中何名位が提出されておりますか。

水道課長～資料の届いているのは高田住宅の分だけであります。伊佐・喜友名は直接向こうへ行つて画面照合の上両方立会つて大体の線を出しています。その他大山地域におきましては、2~3の所有者を集めて話合いをもつております。

5 番～私の質問はもう一度繰り返します。当局がこの財産の買上げにつきまして買上げる者と売る者は各自その立場において評価するはずであります。そこで当局がその査定を買い受ける立場におきまして当然評価ということをやらなくちゃいけないはずであります。評価をする際に際しまして評価の参考資料といたしまして所有者に対して是れ所有者自体の見積り評価格を要求したことがありますか。見積り価格の書面による提出を要求したことがありますか。

水道課長～只今申上げましたが全部はやつてありません、大きいものだけです。

5 番～結局全部には見積り価格の資料を提出して戴く様にとは全所有者には

ういうものが書かれております。そういうふうにやつて行きたいと思ひますが、差額については調べて見ないと一寸言えません。

4 番～差額については、これより下回る様な計算ですか。

水道課長～はい。

5 番～この評価額の算定は今の話からしますと実際的な評価でない。するところは業者と折衝なされて向こうから示された額を参考にした額ですか。

水道課長～向こうとの相談もあるし、それから実際に現物も見て図面の調査の上の計上です。

5 番～それを買上げするにつきまして、各業者に対して一貫する評価額のいわゆる譲渡する評価額・見積り価額の低率を要求しましたか。

水道課長～全部はしてありませんが、大きいのはほとんどやつてあります。

5 番～一部はやつてあるが、一部はやつてないということになりますね。

水道課長～はい25件ありますので、大きいのはやつてありますが、小さいのはやつてありません。

5 番～当局側のそういう求めに応じて評価見積額を提出したのは何名位ですか。所有者の中何名位が提出されておりますか。

水道課長～資料の届いているのは高田住宅の分だけですが、伊佐・喜友名は直接向こうへ行つて図面照合の上両方立会つて大体の線を出してあります。その他大山地域におきましては、2～3の所有者を集めて話しをもつております。

5 番～私の質問はもう1度繰り返します。当局がこの財産の買上げにつきまして買上げる者と売る者は各々その立場において評価するはずであります。そこで当局がその施設を買い受ける立場におきまして当然評価ということをやらなくちやいけないはずであります。評価をする際に際しまして評価の参考資料といたしまして所有者に対して見積所有者自体の見積り評価格を要求したことがありますか。見積り価格の書面による提出を要求したことがありますか。

水道課長～只今申上げましたが全部はやつてありません、大きいものだけです。

5 番～結局全部には見積価格の資料を提出して載く様にとは全所有者には

通知しなかつた誤ですね。お詫びをいたしまして、改めて御質問です。

水道課長～そうです。

1番～そうすると先の説明では1箇所ですか。

水道課長～3ヶ所やりましたが、1ヶ所は届いております。

5番～1ヶ所というのは高田住宅ですか。

水道課長～はい。

1番～その高田住宅が自らの見積りで評価した。この評価額は資料として議会に提出して戴けますか。後で提出願います。

1番～関連して質問いたします。1番目買上げ見積り額26,500\$となつておりますが、当施設の実質投資額はいくらか当初のです。  
2番目に現在価格の評価基礎算定についてお伺いします。  
3番目に買上げ施設の経過年数、その水道施設を設定してから何年なるか。4番目に買上後の同給水施設から上の収益の額、それから買上施設の償却年限の調停年限について、以上5つの問題について御答え願います。

水道課長～一つ一つ願いします、先ず最初のもの

1番～買上げ施設の当初の施設に要した費用について。

水道課長～調査によつてその結果が出たのであつて、当初その施設にいくらかかかつたかどうか所有者自体もはつきりしておりませんでしたのでこちらの概算によつて枚々を居ります。

1番～これは売買する場合に或る一定の年数が経つている場合には当初より安くならんといかんでしよう。これだけかかったからこれだけ売るということとは通らないと思うんです。最初に実際にいくらの金がこれに投資されたか、これは一応具体的に調査する必要があるので調査してもらいたい、できますね。(はいと呼ぶ)  
2番目に現在この評価額が26,500\$となつて居りますが、その基礎算定ですね、どういうふうに算定されたか資料を提出してもらいたい。今なければ後でもよろしいですから。  
3番目でですね、これは最初の問題とも関連しますが、買上げ施設が何年経過したか、新しいものもあるかどうかですね。それから4番目にですね同施設を買上げた場合にですね、その施設内から発生する収支の予測表、それから買上げ施設の償却年限の予定何年で償還する。

通知しなかつた訳ですね。

水道課長～そうです。

5番～そうすると先の説明では1箇所ですか。

水道課長～3ヶ所やりましたが、1ヶ所は届いております。

5番～1ヶ所というのは高田住宅ですか。

水道課長～はい。

5番～その高田住宅が自らの見積りで評価した。この評価額は資料として議会に提出して戴けますか。後で提出願います。

1番～関連して質問いたします。1番目買上げ見積り額26,500\$となつておりますが、当施設の実質投資額はいくらか当初のです。  
2番目に現在価格の評価基礎算定についてお伺いします。  
3番目に買上げ施設の経過年数、その水道施設を設定してから何年なるか。  
4番目に買上後の同給水施設から上の収益の額、それから買上施設の償却年限の調停年限について。以上5つの問題について御答え願います。

水道課長～一つ一つ願いします、先ず最初のもの

1番～買上げ施設の当初の施設に要した費用について。

水道課長～調査によつてその結果が出たのであつて、当初その施設にいくらくかかつたかどうか所有者自体もはつきりしておりませんでしたのでこちらの概算によつて検査を居ります。

1番～これは売買する場合に或る一定の年限が経つている場合には当初より安くならんといかんでしょう。これだけかかつたからこれだけ売るということは通らないと思うんです。最初に実際にいくらの金がこれに投資されたか。これは一応具体的に調査する必要があるので調査してもらいたい。できますね。(はいと呼ぶ)  
2番目に現在この評価額が26,500\$となつて居りますが、その基礎算定ですね。どういうふうに算定されたか資料を提出してもらいたい。今なければ後でもよろしいですから。  
3番目ですね、これは最初の問題とも関連しますが、買上げ施設が何年経過したか、新しいものもあるかどうかですね。それから4番目ですね同施設を買上げた場合にですね、その施設内から発生する収支の予定表。それから買上げ施設の償却年限の予定何年で償

議長～18番議員の出席を報告いたします。

議長～暫休憩いたします。(午前10時56分)

議長～再開いたします。(午前11時14分)

水道課長～後で提出いたします。

3番～先の説明の中に水道施設の所有者の中に直接個人の数いてあるのを含んでいたというお話をありました、その中に泊ランドリーというのがありますね、それに附隨して相当の民間が自分のためにメーターを引いているが、それの買い上げはどうなつておりますか、又泊ランドリーから更に1号線を越してチケイ・ランドリーまで引かれておる所の資材の買い上げはどうなつておりますか。

水道課長～含まれております。

3番～どれに含まれておりますか。

水道課長～泊ランドリーの分に含まれております。

3番～泊ランドリーから、チケイ・ランドリーまでの分はないんですか、この部分はどうなつているか。

水道課長～ここは水道公社にチケイ・ランドリーの名義によつて提出されてないと思います。

3番～向こうの名義でこの部分だけであるか、その一応泊ランドリーの了解によつて泊ランドリーに金を出して引いた所の個人がいる段ですが、そういうふうなものに対しては單に泊ランドリーの本として処理したのが現実にその実情によつて買上げをやるという意味ですかそれから大山小学校の施設が琵琶エと教育委員会の予算で出来ているんだが、この分については買上げせんぞよいかどうか。

市長～大山の場合工事は市がやつたんですが、

3番～その他の小学校につながる分は全部小学校のエティエがやつたんです。

議長～暫休憩いたします。(午前11時16分)

議長～再開いたします。(午前11時17分)

議 長～18番議員の出席を報告いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午前10時56分）

議 長～再開いたします。（午前11時14分）

水道課長～後で提出いたします。

3 番～先の説明の中に水道施設の所有者の中に直接個人の敷いてあるのを含んでいるというお話がありましたが、その中に泊ランドリーといふのがありますね。それに附隨して相当の民間が自分のためにメーターを引いているが、それの買い上げはどうなつておりますか、又泊ランドリーから更に1号線を越してデケイ・ランドリーまで引かれておる所の資材の買い上げはどうなつておりますか。

水道課長～含まれております。

3 番～どれに含まれておりますか。

水道課長～泊ランドリーの分に含まれております。

3 番～泊ランドリーから、デケイ・ランドリーまでの分はないんですか、この部分はどうなつているか。

水道課長～ここは水道公社にデケイ・ランドリーの名義によつて提出されてないと思います。

3 番～向こうの名義でこの部分だけであるか。その一応泊ランドリーの了解によつて泊ランドリーに金を出して引いた所の個人がいる訳ですが、そういうふうなものに対しては単に泊ランドリーの水として処理したのが現実にその実情によつて買上げをやるという意味ですか。それから大山小学校の施設がピティ工と教育委員会の予算で出来ているんだが、この分については買上げせんぞよいかどうか。

市 長～大山の場合は工事は市がやつたんですが、

3 番～その他の小学校につながる分は全部小学校のピティ工がやつたんです。

議 長～暫休憩いたします。（午前11時16分）

議 長～再開いたします。（午前11時17分）

5番～この議案は水道販賣の取得となつておりますが、取得する妥当さは現に当局の説明によりますと使用をしているし、又軍部の必要であるという立場から述べる余地はないと思います。要は取得する場合のその評価額が妥当であるかどうかが私は問題だと思います。そこで議会側としてはその額が妥当であるかどうかを審議する場合にどうしても算定が妥当な算定方式を取つたかどうか、そこに問題があります。そこでお伺いしますが、執行当局の内部においては責任の分野は担当課長にあるはずであります。議案として正式に議会に提出されたからには当然予算との関連において上司の席に当る総務課長、助役、市長その3名は当然責任があります。こういう議案として上提したからには、この評価額は妥当であるという認定が条件になります。そこで総務課長、助役、市長はこの評価額が妥当であるという認定の資料はどういう資料を用いられたか、最初に総務課長からお答え願います。最終的には市長に責任はあります、予算との関連においては総務課長以上にこの責任はあります。いわゆる今の議案の参考資料として提出された、これだけによて妥当な評価額であると認定されたんですか、若しこれ以外に妥当であると認定した評価額が他にもありますならば、ここに出す用意があるかどうか

総務課長～じや御説明申上げます。一応御質問に答える前に議案の性格から説明申上げたいと思います。

この議案の方は、いわゆる条例の第2条によつての方針の決定であります。そしてそれに基きまして実際の段階になりますと処分、契約の案でというふう段階で議案が処理される状況であります。そうしますといわゆるこの案件ということになりますと、その契約に示された額の額に入り細にわたつての額の額については当然検討されなくてはいかんと思いますが今の所は方針の決定でございます。それで特に方針決定という場合には或程度、或る1つの目的の財産を取得するという場合にその財産は概ねどれ位の額の財産であるかという方が方針決定の場合の大きな眼目になつてくると思いますが、その場合にはこの案件は出さないで、すぐ予算の方で御検討して載せておつたと、然し予算というよりはもう少し予算の裏付けの内情まで含めて検討していただいた方が良いと、予算審議の前提としていわゆる方針決定としての議案でございますが、その意味からすると方法としては今御質疑がある様に微に入り細にわたつての具体的段階の検討ということもあるし、或は当局の提案者の自主的評価に留めて検討するかどうかという事も考えられると思います。

これからこの議案の真にいわゆる各業者との個々の最終契約ということになりますが、その場合にははつきり表示して良い場合があるし、或はその額においては非常に微みようの問題であります。その意味から従来の議案処理というものより一歩進めまして少し具体性を帯びさせると、いわゆるその方針決定をするにしても予算のみじゃなしにいわゆるその予算を或る程度裏付ける方針の概念をつかむ

5 番～この議案は水道施設の取得となつておりますが、取得する妥当さは現に当局の説明によりますと使用もしているし、又軍部の必要であるという立場から述べる余地はないと思います。要は取得する場合のその評価額が妥当であるかどうかが私は問題だと思います。そこで議会側としてはその額が妥当であるかどうかを審議する場合にどうしても算定が妥当な算定方式を取つたかどうか、そこに問題があります。そこでお伺いしますが、執行当局の内部においては責任の分野は担当課長にあるはずであります。議案として正式に議会に提出されたからには当然予算との関連において上司の席に当る総務課長、助役、市長その3名は当然責任があります。こういう議案として上提したからには、この評価額は妥当であるという認定が条件になります。そこで総務課長、助役、市長はこの評価額が妥当であるという認定の資料はどういう資料を用いられたか、最初に総務課長からお答え願います。最終的には市長に責任がありますが、予算との関連においては総務課長以上にこの責任はあります。いわゆる今の議案の参考資料として提出された。これだけによて妥当な評価額であると認定されたんですか。若しこれ以外に妥当であると認定した評価額が他にもありますならば、ここに出す用意があるかどうか

総務課長～じや御説明申上げます。一応御質問に答える前に議案の性格から説明申上げたいと思います。

この議案の方は、いわゆる条例の第2条によつての方針の決定であります。そしてそれに基きまして実際の段階になりますと処分、契約の案でというふう段階で議案が処理される訳であります。そうしますといわゆるこの案件ということになりますと、その契約に示された額の徴入り細にわたつての額の面については当然検討されなくてはいかんと思いますが今所は方針の決定でございます。それで特に方針決定という場合には或程度、或る1つの目的の財産を得るという場合にその財産は概ねどれ位の価値の財産であるかという方が方針決定の場合の大きな眼目になつてくると思いますが、その場合にはこの案件は出さないで、すぐ予算の方で御検討して載せておつたと、然し予算というよりはもう少し予算の裏付け的内容まで含めて検討していただいた方が良いと、予算審議の前提としていわゆる方針決定としての議案でございますが、その意味からすると方法としては今御質疑がある様に徴入り細にわたつての具体的段階の検討ということもあるし、或は当局の提案者の自主的評価に留めて検討するかどうかという線も考えられると思います。

これからこの議案の次にいわゆる各業者との個人の最終契約ということになりますが、その場合にははつきり表示して良い場合があるし、或はその額においては非常に徴みようの問題であります。その意味から従来の議案処理というものより一歩進めて少し具体性を帯びさせたと、いわゆるその方針決定をするにしても予算のみじやなしにいわゆるその予算を或る程度裏付ける方針の概念をつかむ

という意味の資料といふ意味から、これは自主的な価額が妥当じゃないかと、この予算はこういう資料に基いての程度のものであるというふうな程度が方針決定の必要とする裏付けの程度じゃないかという意味から、この程度の議案として処理してある段でありますが一応今申し上げました様に議案の処理方法から、こういふ方法も考えられるといふふうに考えております。

5 番～貝今の説明は分る様で分らない様な説明であります。もう1回議会としての立場からの質問の趣旨をよく理解して下さい。

いわゆる財産の取得は当然議会の承認を受ける様になつております従来は取得することそののみについて語りました。この26号は取得することに際して、その内容そのものが盛られています。即ちいくらで買うとその額そのものがたとえ概算であるといわれても議案そのものは議案としての形式上は、これが仮に譲渡された時には効果が発生します。これはいわゆる当局は26,500\$で買い取つても良いという権利を獲得します。そうでありますか。でありますか。

総務課長～それは以内という大体の値でございまして契約という最終段階の額じやありませんので確実にいう理由ではないと思つております

5 番～然しながら当局がこういふように提案した含みはこの議案通り可決された場合には26,500\$で買いとつて良いという前提。

総務課長～という點ではございません。

5 番～それならば何故26,500\$という評価をここに掲げてありますか。

総務課長～これは説明の何でございますが、約というのが正しい意味であります。

5 番～私が申し上げているのは26,499\$でなくて、はつきり確定金額26,500\$であるという意味じやありません。26,500\$以内だつたら買つて良いですかという案書じやないですか、これは

総務課長～それ位の価額のものであるがといふ意味のものであります。

5 番～それ位の価額である概算といふのは、ということは買い取る場合の価額は26,500\$であると見なおしたということになりますね。

総務課長～そういうことじやないと思います。

5 番～それじや無意味じやないですか。これはあくまで財産を取得する当

という意味の資料という意味から、これは自主的な価格が妥当じやないかと、この予算はこういう資料に基いての程度のものであるというふうな程度が方針決定の必要とする裏付けの程度じやないかという意味から、この程度の議案として処理してある訳でありますが一応今申上げました様に議案の処理方法から、こういう方法も考えられるというふうに考えております。

5番～只今の説明は分る様で分らない様な説明であります。もう一度議会としての立場からの質問の趣旨をよく理解して下さい。  
いわゆる財産の取得は当然議会の承認を受ける様になつております従来は取得することそのことのみについて語りました。この26号は取得することに際して、その内容そのものが盛られています。即ちいくらで買うとその額そのものがたとえ概算であるといわれても議案そのものは議案としての形式上は、これが仮に議決された時には効果が発生します。これはいわゆる当局は26,500\$で買い取つても良いという権利を獲得します。そうでありますか。でありますか。

総務課長～それは以内という大体の枠でございまして契約という最終段階の額じやありませんので厳密にいう理由ではないと思つております

5番～然しながら当局がこういうふうに提案した含みはこの議案通り可決された場合には26,500\$で買いとつて良いという前提。

総務課長～という訳ではございません。

5番～それならば何故26,500\$という評価をここに掲げてありますか。

総務課長～これは説明の何でございますが、約というのが正しい意味であります。

5番～私が申上げているのは26,499\$でなくて、はつきり確定金額26,500\$であるという意味じやありません。26,500\$以内だつたら買つて良いですかという案件じやないですか、これは

総務課長～それ位の価格のものであるがという意味のものであります。

5番～それ位の価格である概算というのは、ということは買い取る場合の価格は26,500\$であると見なおしたということになりますね。

総務課長～そういうことじやないと思います。

5番～それじや無意味じやないですか。これはあくまで財産を取得する当

時の評価額としてここに資料が添付されております、その評価額というのを買取る場合の評価額じやないんですか。

総務課長～買取る場合を想定しての取得する、いわゆる財産を取得するという基本確認をするためには、その財産が当初どの程度の価値のある財産であるということは一応審議の場合皆さん方としてもお求めになると思います。その意味で先申上げました様に約という方が正しいと思ひます。

5 番～結局こうすることになりますか、いよいよ買取るということになりますと所有者側と価額の調停のための折衝という段階になりますが、その場合のめやすとしての金額ということになりますか。

総務課長～結局折衝に当る当局としての基本的な方針の額というふうなことはなると思います。

5 番～それならば最初私が質問した要点に移ります。こういうふうな評価がこの金額が妥当であると認定するに至つた資料、算定方式あります。たとえば本市が水道公社からその所有の施設を買取つた過去にあります。あの場合にもちやんと水道公社と合意に達した評価額があるはずであります。その算定方法は水道公社から施設を買取つた時の算定方法と同じ方法をとつたんですか。ばく然とした金額ですが。

総務課長～水道公社との場合には一応水道公社の方からの御意向もその当時に当つては含まれておつたと思いますが、元主管課長からも認明があつた様に部分については関係者の意見を聴いた部分もあるし、或は中には私的判断の分野もあるというふうなことがあります。

5 番～然らば水道公社の施設を宜野湾市が買取つた場合には最初の見積りは相手が出そうか、こつちが出きそうか、とにかく最終的には合意に達しております。その評価の算定方法はこの26号議案の算定価格の参考になりましたか、参考になるんだつたらほとんどあれに準じて評価されましたか。それとも公社から施設を買取つた場合の価格の算定方法を完全に無視して独立の別個の方法をとつて算定されたのか。

総務課長～評価方法については、取得の方法、取扱の相手によって根本的に違うということはあり得ないと思うが、只相手から仕方なくいう場合も自主的判断をする時の資料にしかなりませんので、結局こちらの市としての独自な評価方法に全然そぐわないということであれば相手がいくらであろうが問題にならないど、だから最終的には市独自においても評価の一貫

時の評価額としてここに資料が添付されております。その評価額というものは買い取る場合の評価額じやないんですか。

総務課長～買い取る場合を想定しての取得する、いわゆる財産を取得するという基本確認をするためには、その財産が当初でどの程度の価値のある財産であるということは一応審議の場合皆さん方としてもお求めになると思います。その意味で先申上げました様に約というのが正しいと思います。

5 番～結局こういうことになりますか。いよいよ買い取るということになりますと所有者側と価格の調停のための折衝という段階になりますが、その場合のめやすとしての金額ということになりますか。

総務課長～結局折衝に当る当局としての基本的な方針の額というふうなことはなると思います。

5 番～それならば最初私が質問した要点に移ります。こういうふうな評価がこの金額が妥当であると認定するに至つた資料・算定方式であります。たとえば本市が水道公社からその所有の施設を買い取つた過去にあります。あの場合にもちやんと水道公社と合意に達した評価額があるはずであります。その算定方法は水道公社から施設を買い取つた時の算定方法と同じ方法をとつたんですか。ばく然とした金額ですが。

総務課長～水道公社との場合には一応水道公社の方からの御意向もその当時に当つては含まれておつたと思いますが、先主管課長からも説明があつた様に部分については関係者の意見を聴した部分もあるし、或は中には私的判断の分野もあるというふうなことがあります。

5 番～然らば水道公社の施設を宜野湾市が買い取つた場合には最初の見積りは相手が出そうか。こつちが出きそうか、とにかく最終的には合意に達しております。その評価の算定方法はこの26号議案の算定価格の参考になりましたか。参考になるんだつたらほとんどあれに準じて評価されましたか。それとも公社から施設を買い取つた場合の価格の算定方法を完全に無視して独立の別個の方法をとつて算定されたのか。

総務課長～評価方法については、取得の方法、取得の相手によって根本的に違うということはあり得ないと思うが、只相手から仕方なくいう場合も自動的判断をする時の資料にしかなりませんので、結局こちらの市としての独自な評価方法に全然そぐわないということであれば相手がいくらであろうが問題にならないと、だから最終的には市独自においても評価の一貫

た方法にこの金額がマッチしたかどうかが問題でありますので、方法については何等疑問はないと思います。

5番 もちろん最初に断りました様に妥当な評価額であるかでないかが問題であります。そこで先程も休憩の時間にも意見がありまし様に本市の場合には水道事業そのものも当初のいきさつから特徴的な事情であります。特徴的な事情というものが、いわゆる評価額に参考になると思ひますか。そのことも考慮に入れて認定する様に専門的資料が不足の様な感じがします。そこでそれだけの資料だけで当局はこれが妥当であると認定したかどうか、私の質問はこの辺にあります。にもかかわらず当局は私の質問に対して適確な答弁がなされておりません。

総務課長～議案の性格と関連いたしまして財産そのものの価値の決定、大体どの程度のものの財産だというふうな説でありますので、その価値決定については最終的な契約という段階になりますと多少の差異はあつても見方においてその大差はないというふうな前提で概算額においては大体この程度の額だというふうなことでこれだけ計上した額であります。

5番～感じですか、第六感ですか、

総務課長～いや六感というよりは添付された資料などによつての或る程度の確定的意味をもつての評価であります。

5番～私が先程から申上げているのはこの評価額は妥当な額であると認定される必要な資料はこれだけであつたのか、提出されていない他にもあつたのかを聞いています。今あなたの説明を聞いておりますと、これだけの額が妥当であると認定するに必要な資料があつたというふうな印象を受けるんですが、あつたなら何故提出されなかつたか不思議ですよ。一応こういつた答弁で分つた様な気がしますから、これで止めます。

議長～暫休憩いたします。(午前1時32分)

議長～再開いたします。(午前1時44分)

5番～先程からの当局の答弁は課長の言からしますと、この額は概算である。買う場合の順序として概算を出す必要があるから概算である。そして実際に買う場合にはその時改めて場合に因るから別に大したことではないといった様な考え方にしての説明でありますが、この26,500円はいわゆる想定額であります。然し実際に売買する場合には所有者は27名おりますから、売買契約行為する場合には、その個々の所有者とやるはずであります。そうでありますか、前提は

た方法にこの金額がマッチしたかどうかが問題でありますので、方法については何等変わりはないと思います。

5 番 もち論最初に断りました様に妥当な評価額であるかでないかが問題であります。そこで先程も休憩の時間にも意見がありまし様に本市の場合には水道事業そのものも当初のいきさつから特殊な事情であります。特殊な事情というものが、いわゆる評価額に参考になると思ひますか、そのことも考慮に入れても認定する際に当局尙資料が不足の様な感じがします。そこでそれだけの資料だけで当局はこれが妥当であると認定したかどうか。私の質問はこの辺にあります。にもかかわらず当局は私の質問に対して適確な答弁がなされておりません。

総務課長～議案の性格と関連いたしまして財産そのものの価値の決定、大体どの程度のものの財産だというふうな説でありますので、その価値決定については最終的な契約という段階になりますと多少の差異はあつても見方においてその大差はないというふうな前提で概算額においては大体この程度の額だというふうなことでこれだけ計上した説であります。

5 番～感じですか。第六感ですか。

総務課長～いや六感というよりは添付された資料などによつての或る程度の確定の確定的な意味をもつての評価であります。

5 番～私が先程から申上げているのはこの評価額は妥当な額であると認定される必要な資料はこれだけであつたのか、提出されていない他にもあつたのかを聞いています。今あんたの説明を聞いておりますと、これだけの額が妥当であると認定するに必要な資料があつたというふうな印象を受けるんですが、あつたなら何故提出されなかつたか不親切ですよ。一応こういつた答弁で分つた様な気がしますから、これで止めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前1時32分)

議 長～再開いたします。(午前1時44分)

5 番～先程からの当局の答弁は課長の言からしますと、この額は概算である。買う場合の順序として概算を出す必要があるから概算である。そして実際に買う場合にはその時改めて議会に図るから別に大したことではないといつた様な考え方方に立つての説明でありますが、この26,500\$はいわゆる想定額であります。然し実際に売買する場合には所有者は27名おりますから、売買契約行為する場合には、その個々の所有者とやるはずであります。そうでありますか。前提は

そういうことになりますね、個々の所有者にすることになりますと、仮に第六感番に伊佐さんののが400\$となつております。そうすると財産の取得について議会と関連のあるのは2,000\$以上でございます。すると伊佐さんと売買契約を為す場合にはこの400\$は2,000\$以下になります。従つて議会の承認を受ける必要はないということになります。そういう前程でこういう案を出されたんですが、か当局は、

総務課長～私が先程申上げたのは該案という性質をおしての説明でございまして今内容自体については或はその該案自体が次の該案まで関連して来る場合もあり得るし、或は中にはこの該案で終るというふう場合もあると思います。それでその辺の所はこの該案の決定という段階で皆様方の審査の対象だと思います。

5 番～この個々の問題になると次は議会とは関係なく26,000\$の支出行為は出ると思います。そうなりますと我々としては重大な責任という立場から、この算定が妥当な算定基準に立つての妥当な認定額であるかどうかを審議する必要があります。然し先程から申上げている様に評価額が妥当であるかどうかを審議するのに資料は審議するに必要な資料は出されておりません。そこでそれと関連してそれを妥当と認定して出された当局は必要な資料があつたかどうかを尋ねている段階であります。これをそのまま認定したら特別会計の予算に計上されるはずです。これはこういつた所に重要な意味を感じて先程から質問しておりますから答弁の趣旨をしよう点を外して、これは概算であるというのは納得できません。若し概算であるとしてもその概算が適当な算定方法で計算したから妥当であるという説明をするからには、その算定した方法いわゆる採用した資料をこういつたことを議会に求めがなくても提出して了解を貰可く時間をかけないで許容されるとかいうやり方が当局のやり方であると私は思いますが、先程から必要を感じて何故資料を出さないかと求めたにしまいかわらず資料を出さなくても当局が妥当であると認定したからには妥当であるといつた様な考え方に基づいて答弁しているかの様な、そういうふうな印象を受けます。ですから議会の討議を要する財産取得の価格の問題とも関連いたしまして議会としては議会としての立場から慎重に検討しなければいけませんので、評価額が妥当であると認定するに必要な資料、必要な説明書というふうなものをしてもらいたいと思いますが、出せますか、出さなくちゃやいかないと思うんですが、

水道課長～出します。

5 番～出して下さいね。

そういうことになりますね。個々の所有者にするということになりますと、仮に第六席番に伊佐さんののが400\$となつております。そうすると財産の取得について議会と関連のあるのは2,000\$以上でござります。すると伊佐さんと売買契約を為す場合にはこの400\$は2,000\$以下になります。従つて議会の承認を受ける必要はないということになります。そういう前程でこういう案を出されたんですがか当局は。

総務課長～私が先程申上げたのは議案という性質をおしての説明でございまして今内容自体については或はその議案自体が次の議案まで関連して来る場合もあり得るし、或は中にはこの議案で終るというふう場合もあると思います。それでその辺の所はこの議案の決定という段階で皆様方の審査の対象だと思います。

5番～この個々の問題になると次は議会とは関係なく26,000\$の支出行為は出きると思います。そうなりますと我々としては重大な責任という立場から、この算定が妥当な算定基礎に立つての妥当な認定額であるかどうかを審議する必要があります。然し先程から申上げている様に評価額が妥当であるかどうかを審議するのに資料は審議するに必要な資料は出されておりません。そこでそれと関連してそれを妥当と認定して出された当局は必要な資料があつたかどうかを尋ねている訳であります。これをこのまま認定したら特別会計の予算に計上されるはずです。これはこういつた所に重要な意味を感じて先程から質問をしておりますから答弁の趣旨をしよう点を外して、これは概算であるというのは納得できません。若し概算であるとしてもその概算が適当な算定方法で計算したから妥当であるという説明をするからには、その算定した方法いわゆる採用した資料そういうことを議会に求めがなくとも提出して了解を成可く時間をかけないで納得させるとおいうやり方が当局のやり方であると私は思います。先程から必要を感じて何故資料を出さないかと求めたにしもかかわらず資料を出さなくても当局が妥当であると認定したからには妥当であるといつた様な考え方に基づいて答弁しているかの様な、そういうふうな印象を受けます。ですから議会の議決を要する財産取得の価格の問題とも関連いたしまして議会としては議会としての立場から慎重に検討しなければいけませんので、評価額が妥当であると認定するに必要な資料、必要な説明書というふうなものを出してもらいたいと思いますが、出せますか。出さなくちやいかないと思うんですが。

水道課長～出します。

5番～出して下さいね。

総務課長～この場合に一寸補足申上げます。只今の問題については先から繰り返し申上げております様に予算を執行する方針の決定をさせていますので、額の算定についてはこの最高限度をここに示したということは變りはないということは一つお含み願いたい。

1番～私が申上げるのは個々の問題がどうであると個々の問題については資料を提出する必要はありません。貲算定の方式を資料その他を出していただきたいという御意見でありますから個々のものは必要はありません。

議長～暫休憩いたします。（午前11時48分）

議長～再開いたします。（午前11時57分）

議長～本案については質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか？（賛成の方々の手を上げる）

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～午前の日程はこれをもつて終ることにいたします。

議長～暫休憩いたします。（午前11時59分）

議長～再開いたします。（午後1時51分）

議長～日程第13、議案第27号、水道施設の売買契約を結ぶことについてを議題といたします。一応書記をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これは先に課長から話があつた水道施設を買い上げたのを貯年費で支払いしたいので提案してあります。よろしく御審議をお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。（午後1時54分）

議長～再開いたします。（午後1時55分）

1番～りゆう米住宅、大西住宅、りゆう生住宅から水道施設を買い上げるという事であります。内訳として当初の1割を申上げますと、りゆう米住宅の水道施設の4,133 ₩ 99セントは耐用年数見渡りを引いて

総務課長～この場合に一寸補足申上げます。只今の問題については先から繰返し申上げております様に予算を執行する方針の決定でございますので、額の算定についてはこの最高限度をここに示したということは変りはないということは1つお含み願いたい。

5番～私が申上げるのは個々の問題がどうであると個々の問題については資料を提出する必要はありません。只算定の方式を資料その他を出していただきたいという訳でありますから個々のものは必要はありません。

議長～暫休憩いたします。(午前11時48分)

議長～再開いたします。(午前11時57分)

議長～本案については質疑の段階で繼續審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～午前の日程はこれをもつて終ることにいたします。

議長～暫休憩いたします。(午前11時59分)

議長～再開いたします。(午後1時51分)

議長～日程第13・議案第27号、水道施設の売買契約を結ぶことについてを議題といたします。一応書記をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～これは先に課長から話があつた水道施設を買い上げたのを新年度で支払いしたいので提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

議長～暫休憩いたします。(午後1時54分)

議長～再開いたします。(午後1時55分)

1番～りゆう米住宅、大西住宅、りゆう生住宅から水道施設を買い上げるという事でありますが、内訳として当初の1例を申上げますと、りゆう米住宅の水道施設の4,133 \$ 99セントは耐用年数見積りを引い

た残りの現在価格、この 4,133,99\$ という金額は当初米リユウ住宅が登記した額でござりますか、それとも今の評価額ですか。

水道課長～それは向こうからの請求額見たいな資料が出ていましたが、単価の調整とか評価については市当局がやつております。

1 番～そうすると市当局といたしましては、この価格は正当に向こうが投資した額だというふうに認定した訳ですか。

水道課長～そうです。

1 番～これは通常の耐用見積りの方法として現在価格を示してあるんですか、もつと減額することは出来なかつたのであつたかどうか。

水道課長～最終段階としては資材の過剰値とか、そういうしたものについては何も折衝せんでも向こうからも同意してもらつたという様な訳であります。これを減額することについては相談はしておりません。

1 番～そうすると執行部としては現在の価格でももち論買うことは出来るということですか、更にこれを安くするために折衝したことがないという訳ですね。

水道課長～いや今まで続けて来た、結果的にこれだけになつております。

1 番～これ以上下げることは出来ないという訳ですね。

水道課長～はい。

1 番～私の考え方では通常の計算方法による現在価格になつておりますので折衝の如何によつてはかなり安く出来るんじやないかと思います。

5 番～これは計算にはそうなつておりますが、この内訳書自体が査定された額であります、向こうからの請求額はまだある訳であります。交渉して査定して今の 4,133 \$ になつた訳でありますと向こうからの請求額としてはまだある訳です。

1 番～それに間違いたしまして向こうからの要求額とですね、市の査定額との差はどれ位ありますか。

水道課長～米リユウ住宅が評価額として 4,133,99\$ に対して向こうからの請求額が 4,254,66 \$ になつております。次は米リユウ住宅の水道施設、市の評価が 4,298,15\$ で請求額が 6,080,25\$ になつております次は大西住宅これは宇垣宿の後側にあるものです、それから 716 \$

た残りの現在価格、この4,133,99\$という金額は当初米リユウ住宅が登記した額でござりますか、それとも今の評価額ですか。

水道課長～それは向こうからの請求額見たいな資料が出ていましたが、単価の調整とか評価については市当局がやつております。

1番～そうすると市当局といたしましては、この価格は正当に向こうが投資した額だというふうに認定した訳ですか。

水道課長～そうです。

1番～これは通常の耐用見積りの方法として現在価格を示してあるんですか。もつと減額することは出来なかつたのであつたかどうか。

水道課長～最終段階としては資本の純単価とか。そういうつたものについては何も折衝せんでも向こうからも同意してもらつたという様な訳であります。これを減額することについては相談はしておりません。

1番～そうすると執行部としては現在の価格でももち論買うことは出来るということありますか。更にこれを安くなるために折衝したことがないという訳ですね。

水道課長～いや今まで続けて来た。結果的にこれだけになつております。

1番～これ以上下げるることは出来ないという訳ですね。

水道課長～はい。

1番～私の考えでは通常の計算方法による現在価格になつておりますので折衝の如何によつてはかなり安く出来るんじやないかと思います。

5番～これは計算にはそうなつておりますが、この内訳書自体が査定された額であります。向こうからの請求額はまだある訳であります。交渉して査定して今の4,133\$になつた訳であります。向こうからの請求額としてはまだある訳です。

1番～それに関連いたしまして向こうからの要求額とですね。市の査定額との差はどれ位ありますか。

水道課長～米リユウ住宅が評価格として4,133,99\$に対して向こうからの請求額が4,254,66\$になつております。次はばかりゆう生住宅の水道施設。市の評価が4,298,15\$で請求額が6,080,25\$になつております。次は大西住宅これは字地泊の後側にあるものです。それから716\$

の市の査定額、それから請求額が 716,33 円になつております。同じ大西住宅の 2,246 円、市の査定額です。それに対して請求額が 2,279,33 円です。

- 1 番～りゆう生住宅が向こうの方の請求額とこちらの査定額が 1,782 円の開きがありますが、他の三者につきましては、いくらも開きがないのですか、どういう理由でそうなつていますか。

水道課長～単価の誤相違が相当あります。

- 1 番～単価だけですか。

水道課長～証ひようとかそういうものがあれば確実につかめる説ですが、向こうがいくらといつて来た所でこちらでは市の査定額に基くより他に方法がありませんので。

- 1 番～そうしますと実際の売買契約という場合には市の査定額で買い取つても良いという前提条件がついている段でございますね。

水道課長～承諾をさせてから一応この案を出しております。

- 1 番～この物件につきましては資材の明細がないんですが、水道施設の質はどういうふうに確認しますか。

水道課長～2 インチ以上はピクラスとして。

- 1 番～全部ピースクラスですか（はい）

3 番～りゆう住宅、大西住宅、これは出来てから 4 ヶ年位なりまして、水道施設もすでに 3 ヶ年以上なつておりますが、耐用年数 1 ヶ年にしたというのは、その計算の基礎はどこにありますか、全部 1 ヶ年で出ている様ですか。

水道課長～この場合はこれは施工年月日を書いてありますが着工が 60 年の 10 月でしゅん工が 69 年の 6 月をいうことになつております。

- 3 番～最後に出来た家が最後のしゅん工年月日ということになつていますが、一部は 69 年に出来たと思いますが、前の 2 ヶ年がかりで工事はやぶつたものもあるということですが、

水道課長～それぞれ 69 年の 1 月に移管になりましたものですから、それまでの分として大体 1 ヶ年の見込みがある説ですが、実際に終るのはこちらに移管なつてからも工事はやつていましたから、

の市の査定額。それから請求額が 716,33 \$ になつております。同じ大西住宅の 2,246 \$. 市の査定額です。それに対して請求額が 2,273,33 \$ です。

- 1 番～りゆう生住宅が向こうの方の請求額とこちらの査定額が 1,782 \$ の開きがありますが、他の三者につきましては、いくらも開きがないのですか、どういう理由でそうなつていますか。

水道課長～単価の差相違が相当あります。

- 1 番～単価だけですか。

水道課長～証ひようとかそういうものがあれば確実につかめる訳ですが、向こうがいくらといつて来た所でこちらでは市の査定額に基くより他に方法がありませんので。

- 1 番～そうしますと実際の売買契約という場合には市の査定額で買い取つても良いという前提条件がついている訳でございますね。

水道課長～承諾をさせてから一応この案を出しております。

- 1 番～この物件につきましては資材の明細がないんですが、水道施設の質はどういうふうに確認しますか。

水道課長～2インチ以上はピクラスとして。

- 1 番～全部ピースクラスですか（はい）

- 3 番～米りゆう住宅、大西住宅、これは出来てから4ヶ年位なりまして、水道施設もすでに3ヶ年以上なつておりますが、耐用年数1ヶ年にしたというのは、その計算の基礎はどこにありますが、全部1ヶ年で出ている様ですか。

水道課長～この場合はこれは施工年月日を書いてありますが着工が60年の10月でしゅん工が63年の6月ということになつております。

- 3 番～最後に出来た家が最後のしゅん工年月日ということになつていますが、一部は63年に出来たと思いますが、前のは2ヶ年がかりで工事はやぶつたものもあるということですが。

水道課長～それで63年の1月に移管になりましたものですから、それまでの分として大体1ヶ年の見込みがある訳です。実際に終るのはこちらに移管なつてからも工事はやつていましたから。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時15分)

議 長～再開いたします。(午後2時25分)

- 1 番～尋決処分について、8条の1項緊急に執行を要するものが発生した時はということになつておりますが、何故尋決処分にしてまで求めなければならなかつたのか、その理由についてですね、市長にお伺いします。

市 長～これはこちらから水道公社の方には(今水道公社が個人或は法人の方に給水している分については、こちらに移管してもらう様に)と吾三お願いはしてありましたが、それで向こうとしても直接向こうから水道公社からも(出さるだけ市の方に移す様にしたいからその準備を進める様にと)いうことで、一応それ我が両方の了解が済んだということになつたのですから、水道公社と向こうの方との契約を解いて直接市の方から折衝しなければならんということになつて専に水になりますというと、早くこちらに移してくれとは言ひながら向こうが相手の了解して(早くあなたの方に移すからといってから議会を待つまで、これを給水しない訳にはいかない、一応は引き取つておかなければならぬことになつたので、これを本當はこの契約書に仮という字を入れて仮契約というふうにしておけば問題はなかつたのですが、今の段階としては本契約ということになつておりますので尋決処分ということにもつて行かにやならんじやないかと思ひますが、要は実質においては、本当のことを申上げますと専に水の問題になるとこちらから御願いしてあつたものをあなた方に譲つてよろしいということになつてから、待つたということが出来なかつた状態におかれましたので、これを引継いだ上で、それと同時に契約が成立した訳であります。

- 1 番～公社に対しては直接施設の所有者である当事者から早急に契約をしてくれと切実な要求があつたかどうか。

水道課長～消費者から再三の要望があつてやつております。

- 1 番～契約を締結した月日は何日か又その内容について御説明願います。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時27分)

議 長～再開いたします。(午後2時55分)

議 長～本案に対しては、水料費疑問の段階において最終審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

議長～暫休憩いたします。(午後2時15分)

議長～再開いたします。(午後2時25分)

1番～専決処分について、8条の1項緊急に執行を要するものが発生した時はということになつておりますが、何故専決処分にしてまで求めなければならなかつたのか。その理由についてですね。市長にお伺いします。

市長～これはこちらから水道公社の方には(今水道公社が個人或は法人の方に給水している分については、こちらに移管してもらう様に)と再三お願いはしてありましたが、それで向こうとしても直接向こうから水道公社からも(出さるだけ市の方に移す様にしたいからその準備を進める様にと)いうことで、一応それが両方の了解が済んだということになつたものですから、水道公社と向こうの方との契約を解いて直接市の方から折衝しなければならんということになつて特に水になりますというと、早くこちらに移してくれとは言いながら向こうが相手の了解して(早くあなたの方に移すから)いうてから議会を待つまで、これを給水しない訳にはいかない。一応は引き取つておかなければならぬことになつたので、これを本当はこの契約書に仮という字を入れて仮契約というふうにしておけば問題はなかつたのですが、今の段階としては本契約ということになつておりますので専決処分ということにもつて行かにやならんじやないかと思いますが、要は実質においては、本当のことを申上げますと特に水の問題になるとこちらから御願いしてあつたものをあなた方に譲つてよろしいということになつてから、待つたということが出来なかつた状態におかれましたので、これを引継いだ訳で、それと同時に契約が成立した訳であります。

1番～公社に対しては直接施設の所有者である当事者から早急に契約をしてくれと切実な要求があつたかどうか。

水道課長～消費者から再三の要望があつてやつております。

1番～契約を締結した月日は何日か又その内容について御説明願います。

議長～暫休憩いたします。(午後2時27分)

議長～再開いたします。(午後2時55分)

議長～本案に対しては、大体費疑の段階において繼續審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第14、議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を議題といたします。  
一応局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～事業を運営している間に財源のやりくりをするのに、特に思わしく  
収入が入つて来ることが出来ないで、予算にはあるけれども支出が  
出来ない様なことが、ままあるので、そういう場合にその支出のため  
の起債の一時借入れの手続きをとつてからでは間に合わないとい  
うことがよくありますので、一応年度の初めでもつてそれを手続き  
することが確実で自然であると思つてこの議会で一時借入れの議決  
まで得ておつて、そういう場合に困らない様にしたいと至ります  
ので、一時借入れの議案を提出してある訳であります。よろしくお願  
いいたします。

議長～本案に対する質疑を求めてます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時)

議長～再開いたします。(午後3時9分)

16番～只今の一時借入れについての説明はよく分かりますけれども、年度切  
り替え時分に予算の見積りに非常に困るで、然しうだ執行不能とい  
うことは多い訳であります。市長にお伺いします。  
64年度の当初の見積りのくるいであるかどうか、それとも年度内  
においての微収金割えは穢など、その他入つて来るべき金が入らない  
とかいう様なことであるのか、その点についてお伺いいたします

市長～先づさんが言われた様に前からの歳越金というものがほとんど残り  
がありませんので、特に本年度は困るんじやないかとこう思つております。  
要するに前年度の収入はぎりぎりまで見取つて残すのがなかつたという事と、それが予算に消化されて歳越金が残すのがなかつたという訳です。

16番～63年度の歳越金がなかつたという理由ですか。

市長～64年度です。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第14、議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を議題といたします。  
一応局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

市長～事業を運営している間に財源のやりくりをするのに、特に思わしく収入が入つて来ることが出来ないで、予算にはあるけれども支出が出来ない様なことが、ままあるので、そういう場合にその支出のための起債の一時借入れの手続きをとつてからでは間に合わないということがありますので、一応年度の初めでもつてそれを手続きすることが確実で自然であると思つてこの議会で一時借入れの議決まで得ておつて、そういう場合に困らない様にしたいと思いつきので、一時借入れの議案を提出してある訳であります。よろしくお願ひいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時)

議長～再開いたします。(午後3時9分)

16番～只今の一時借入れについての説明はよく分りますけれども、年度切り替え時分に予算の見積りに非常に困ると、然し未だ執行不能ということはたい訳であります。市長にお伺いします。  
64年度の当初の見積りのくるいであるかどうか。それとも年度内においての徴収金例えは税など、その他入つて来るべき金が入らないとかいう様なことであるのか。その点についてお伺いいたします

市長～先3番さんが言われた様に前からの繰越金というのがほとんど残りがありませんので、特に本年度は困るんじやないかとこう思つております。要するに前年度の収入はぎりぎりまで見積つて残すのがなかつたという事と、それが予算に消化されて繰越金が残すのがなかつたという訳です。

16番～63年度の繰越金がなかつたという理由ですか。

市長～64年度です。

議長～別に質疑がなければ、切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を表決に付します  
原案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第28号、一時  
借入れについてを原案通り可決決定いたします。

議長～日程第15：議案第29号、一時借入れについてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議長～暫休憩いたします。午後3時15分

議長～再開いたします。(午後3時16分)

市長～元に一寸申上げましたが、やはりこれも特別会計としての財源を運  
営する場合に予算にはあるけれども、間に合わない時がありますので、その場合に支出ができませんので、予めこれを議会の承認を受  
けておきたいと思つておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時18分)

議長～再開いたします。(午後3時19分)

議長～別に質疑がなければ、切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～議案第28号、一時借入れについて(一般会計)を表決に付します  
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、全会一致でもつて議案第28号、一時  
借入れについてを原案通り可決決定いたします。

議長～日程第15・議案第29号、一時借入れについてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

議長～暫休憩いたします。午後3時15分

議長～再開いたします。(午後3時16分)

市長～先に一寸申上げましたが、やはりこれも特別会計としての財源を運  
営する場合に予算にはあるけれども、間に合わない時がありますので、  
その場合に支出ができませんので、予めこれを議会の承認を受  
けておきたいと思つておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時18分)

議長～再開いたします。(午後3時19分)

4 番～借入れ期間内の利息はどの程度になつておりますか：これは特別会計の予算で利息の費目ですね，どこで計上してありますか？

助 役～計上してないです。

4 番～予算に計上されてないということになると，どうして利息を支払いますか？

議 長～暫休憩いたします。（午後3時22分）

議 長～再開いたします。（午後3時25分）

議 長～他に御質疑がなければ，本案に対する質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか？

（六議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がさざいますが，御異議ございませんか？

（六議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので，左様決定いたします。

議 長～では議案第29号，一時借入れについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので全会一致でもつて議案第29号，一時借入れについては原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。（午後3時27分）

議 長～再開いたします。（午後3時28分）

議 長～日程第10：陳情第3号，市婦人会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます：

4番～借入れ期間内の利息はどの程度になつておりますか。これは特別会計の予算で利息の費目ですね、どこで計上してありますか。

助役～計上してないです。

4番～予算に計上されてないということになると、どうして利息を支払いますか。

議長～暫休憩いたします。（午後3時22分）

議長～再開いたします。（午後3時25分）

議長～他に御質疑がなければ、本案に対する質疑を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（六議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

（六議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので、左様決定いたします。

議長～では議案第29号、一時借入れについてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

（六議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので全会一致でもつて議案第29号、一時借入れについては原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。（午後3時27分）

議長～再開いたします。（午後3時28分）

議長～日程第10、原案第3号、市婦人会への補助金交付方陳情について  
を議題といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時33分)

議長～再開いたします。(午後3時50分)

議長～本案については質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～日程第17、陳情第4号、市青年連合会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後3時56分)

議長～再開いたします。(午後4時5分)

議長～本案については質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第18、陳情第5号、公民館設置敷地確保方についてを議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時11分)

議長～再開いたします。(午後4時12分)

議長～本案については質疑の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんが、

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後3時33分）

議長～再開いたします。（午後3時50分）

議長～本案については質疑の段階において繼續審議にしたいと思ひますが  
御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～日程第17、陳情第4号、市青年連合会への補助金交付方陳情についてを議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後3時56分）

議長～再開いたします。（午後4時5分）

議長～本案については質疑の段階において繼續審議にしたいと思ひますが  
御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第18、陳情第5号、公民館設置敷地確保方についてを議題といたします。  
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後4時11分）

議長～再開いたします。（午後4時15分）

議長～本案については質疑の段階において繼續審議にしたいと思ひますが  
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議長～日程第19、陳情第6号、予金取引に関する陳情書についてを議題といたします。

事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議長～再開いたします。(午後4時37分)

議長～質疑がない様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

4番～本陳情は採択すべきであると考えます。理由としましては休憩の時に話合われた様に現時点においてはむしろ市民に対する経済の流通は他の銀行以上なものだと考えております。従いまして本陳情は採択して本市取引先として指定して載きたいと思います。

議長～暫休憩いたします。(午後4時40分)

議長～再開いたします。(午後4時46分)

議長～陳情第6号、予金取引に関する陳情についてを表決に付します。

議長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので、全会一致でもつて採択することに決定いたしました。

議長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議長～再開いたします。(午後4時48分)

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～日程第19.陳情第6号、予金取引に関する陳情書についてを議題  
といたします。  
事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時25分)

議 長～再開いたします。(午後4時37分)

議 長～質疑がない様であります。質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

4 番～本陳情は採択すべきであると考えます。理由としましては休憩の時に話合われた様に現時点においてはむしろ市民に対する経済の流通は他の銀行以上なものだと考えております。従いまして本陳情は採択して本市取引先として指定して戴きたいと思います。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時40分)

議 長～再開いたします。(午後4時46分)

議 長～陳情第6号、予金取引に関する陳情についてを表決に付します。

議 長～本陳情を採択することに御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)  
議 長～御異議がないので、全会一致でもつて採択することに決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時47分)

議 長～再開いたします。(午後4時56分)

(終) (会議終了)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議を終ることにいたします。

尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会(午後4時57分)

議長～本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもつて本日の会議  
を終ることにいたします。  
尚明日は午前10時より再開することにいたします。

議長～散会（午後4時57分）